



※令和5年度（2023年度）の標準報酬月額の上限は360千円です。  
※初回分に割引はありません。

（1）年払いの場合

【例1】資格喪失日（退職日の翌日）4月1日、年齢61歳（介護保険料必要）、退職時の標準報酬月額500千円

初回分（4月分）41,040円+前納分（5月分～翌年3月分）442,697円=483,737円

【例2】資格喪失日（退職日の翌日）4月1日、年齢35歳（介護保険料不要）、退職時の標準報酬月額300千円

初回分（4月分）28,800円+前納分（5月分～翌年3月分）310,665円=339,465円

（2）半年払いの場合

【例1】資格喪失日（退職日の翌日）4月1日、年齢61歳（介護保険料必要）、退職時の標準報酬月額500千円

〔前期分〕初回分（4月分）41,040円+前納分（5月分～9月分）203,200円=244,240円  
〔後期分〕（10月分～翌年3月分）=243,443円 ※納付期日は9月末日

【例2】資格喪失日（退職日の翌日）4月1日、年齢35歳（介護保険料不要）、退職時の標準報酬月額300千円

〔前期分〕初回分（4月分）28,800円+前納分（5月分～9月分）142,596円=171,396円  
〔後期分〕（10月分～翌年3月分）=170,837円 ※納付期日は9月末日